

6) 変更事項の届け義務

登録時の利用者情報の変更は速やかに行うこととする。連絡方法はメールにて会員番号及び登録代表者名を明記の上、info@progress-office.comのV-オフィス事務局まで変更の旨を通知する。なお、変更手続きが意図的に行われなかったと当社が判断した場合は、利用者に通知することなく提供サービスを停止することが出来る。

7) 利用期間

当サービスの利用期間は、利用者が登録時に自己の責任のもと確定し、利用用途の必要期間を事前に、詳細に、綿密に確認し、利用期間登録を行うこととする。途中解約はこれを認めず、前納した使用料は返金しない。

8) 利用者の定期告知義務

当サービス利用者は、半年に1度の届出業務の告知義務を負う。本規定を履行出来ない場合は、当社の判断により告知なしに利用停止を行えるものとする。その際には、利用料金の返金はしないものとする。

9) 提供サービスの中断・停止

利用者は当サービスの利用規約に反する行為・公序良俗に反する行為、法律に反する行為等を行った場合、当社の判断により、提供サービスの中断または停止を、利用者に通達することなく行うことが出来る。

10) 守秘義務

当社は、利用者の登録情報に関して守秘義務を遵守し、第3者への個人情報、利用者の同意なくこれを行うことはありません。但し、①法令に基づく場合②人命及び身体への危害、財産保護の場合、利用者の同意を得ることが出来ない状況の場合は本主義務の履行は除外することが出来る。

11) 損害賠償

利用者は当社及び当サービスに関して、当社が物的損傷・名誉毀損・業務妨害などの損害を与えたと判断した場合、当社は損害賠償を請求出来る。

12) 更新手続

利用者は登録時に規定した契約期間を満了した後、当サービスの継続利用を希望した場合、改めて登録処理を行わなければならない。

13) 利用規約の改正

当社は当サービスの利用規約を利用者へ事前通知なしに行うことが出来る。

1 4) 提供サービス履行の免責

当サービスの提供過程において、事前の予測不可能な地震、火災、風水害などにより生じた提供サービスの継続停止の場合、利用者に対して提供サービスの責務を負わない。

1 5) 保管物受渡の規定

利用者は、当社が保管する届け物を受け取る際には以下の認証を行わなければならない。

- ① 会員番号の通知
- ② 登録者の個人認証（免許証・パスポートのいずれか）の提示
- ③ 代理受領の場合は、代表者よりの委任状の持参提出

V-オフィス利用契約書

(契約の締結)

第1条 転借人プログレス LLC 合同会社を甲、利用者 を乙として、甲乙間において、次の通りの事務所住所の使用を目的とするV-オフィス(以下本サービスと称する)の利用契約を締結する。

(契約期間)

第2条 契約期間は 平成 年 月 日 ~平成 年 月 日とする。

(更新契約)

第3条 乙は契約期間満了日1ヶ月前に更新の意思決定をしなければならない。甲は乙の契約満了日より起算して2ヶ月前より、乙へ更新意思の確認を書面でもって確認することが出来る。乙の更新申込書に対して、甲は速やかに更新請求書を発行し、乙はそれに対し速やかな支払い義務を負う。なお、乙は更新意思を明確後、契約期間満了日を経過してもなお、請求処理がなされない場合、甲乙間の契約は無効となる。

(利用料)

第4条 乙は利用契約時に利用料の他に入会金を支払わなければならない。入会金は返金しない。乙の本サービス利用料は甲が定める契約期間別料金に基づいて支払わなければならない。

(利用者の善管義務)

第5条 乙は利用住所に対して善良な管理者の注意をもって保全しなければならない。乙は本サービスを、反社会的活動、反経済的活動、反道徳的活動の利用に用いてはならない。乙が前記活動の利用と甲が判断した場合、乙に通告なしに契約を解除出来る。また、乙の前記活動によって本サービス及び甲への信用・信頼を損なったと判断した場合、甲は乙に対して、損害賠償の請求が行うことが出来る。

(禁止事項)

第6条 現金書留・代引引換・生鮮荷物・食品・生き物・その他法律に反する届け物は受取らない。私書箱タイプ(Aタイプ)では法人登記住所利用を禁止する。反社会的活動、反経済的活動、反道徳的活動を目的とした利用は禁止する。

(個人情報の取扱)

第7条 甲は乙の個人データを第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、乙に同意なく行ってはならない。
法令に基づく場合
人命、身体又は財産の保護のために必要がある場合尚且つ乙の同意が得られることが困難な場合

(利用規約)

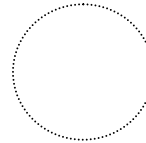
第8条 乙は甲の定める利用規約を遵守しなければならない。乙は契約時に利用規約同意の意思を明確にしなければならない。利用規約同意なき場合は本サービスの契約成立とならない。利用規約に反する行為・活動等を甲が認めた時、甲は乙に対して通告なしに契約解除が出来る。

この契約の締結を証するため本契約書二通作成し、当事者記名捺印の上、甲乙各一通を保有する。

日付 平成 年 月 日

甲(転貸主) 現住所 福岡市博多区博多駅南1丁目9-8ケイアイビル5F
氏名 プログレスLLC合同会社 代表 有馬 純

実印



乙(利用者)

現住所

商号

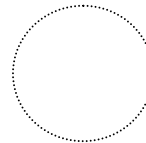
代表者

TEL

FAX

緊急連絡先

実印



乙(利用者)使用住所

〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目9-8プログレスオフィス

V-オフィス利用契約書

(契約の締結)

第1条 転借人プログレス LLC 合同会社を甲、利用者 を乙として、甲乙間において、次の通りの事務所住所の使用を目的とするV-オフィス(以下本サービスと称する)の利用契約を締結する。

(契約期間)

第2条 契約期間は 平成 年 月 日 ~平成 年 月 日とする。

(更新契約)

第3条 乙は契約期間満了日1ヶ月前に更新の意思決定をしなければならない。甲は乙の契約満了日より起算して2ヶ月前より、乙へ更新意思の確認を書面でもって確認することが出来る。乙の更新申込書に対して、甲は速やかに更新請求書を発行し、乙はそれに対し速やかな支払い義務を負う。なお、乙は更新意思を明確後、契約期間満了日を経過してもなお、請求処理がなされない場合、甲乙間の契約は無効となる。

(利用料)

第4条 乙は利用契約時に利用料の他に入会金を支払わなければならない。入会金は返金しない。乙の本サービス利用料は甲が定める契約期間別料金に基づいて支払わなければならない。

(利用者の善管義務)

第5条 乙は利用住所に対して善良な管理者の注意をもって保全しなければならない。乙は本サービスを、反社会的活動、反経済的活動、反道徳的活動の利用に用いてはならない。乙が前記活動の利用と甲が判断した場合、乙に通告なしに契約を解除出来る。また、乙の前記活動によって本サービス及び甲への信用・信頼を損なったと判断した場合、甲は乙に対して、損害賠償の請求が行うことが出来る。

(禁止事項)

第6条 現金書留・代引引換・生鮮荷物・食品・生き物・その他法律に反する届け物は受取らない。私書箱タイプ(Aタイプ)では法人登記住所利用を禁止する。反社会的活動、反経済的活動、反道徳的活動を目的とした利用は禁止する。

(個人情報の取扱)

第7条 甲は乙の個人データを第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、乙に同意なく行ってはならない。
法令に基づく場合
人命、身体又は財産の保護のために必要がある場合尚且つ乙の同意が得られることが困難な場合

(利用規約)

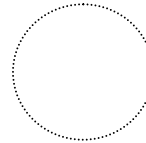
第8条 乙は甲の定める利用規約を遵守しなければならない。乙は契約時に利用規約同意の意思を明確にしなければならない。利用規約同意なき場合は本サービスの契約成立とならない。利用規約に反する行為・活動等を甲が認めた時、甲は乙に対して通告なしに契約解除が出来る。

この契約の締結を証するため本契約書二通作成し、当事者記名捺印の上、甲乙各一通を保有する。

日付 平成 年 月 日

甲(転貸主) 現住所 福岡市博多区博多駅南1丁目9-8ケイアイビル5F
氏名 プログレスLLC合同会社 代表 有馬 純

実印



乙(利用者)

現住所

商号

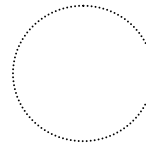
代表者

TEL

FAX

緊急連絡先

実印



乙(利用者)使用住所

〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目9-8プログレスオフィス